

諮問日：令和6年4月10日（令和6年度（個）諮問第1号）

答申日：令和6年9月27日（令和6年度（個）答申第5号）

件名：申出人が特定期間に大阪高等裁判所総務課に対して行った電話についての
文書に記録された保有個人情報の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の文書に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、大阪高等裁判所長官が、本件対象個人情報を記録した司法行政文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、大阪高等裁判所長官が令和5年11月27日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の2に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

私がした苦情の電話について文書が作成されておらず保管もされていないというはずはなく、記録がないのはおかしい。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 大阪高等裁判所は、開示を求める保有個人情報を「令和3年7月19日から令和4年3月31日までの間に、申出人が大阪高裁総務課のA職員又はB職員に対して行った電話についての記録」と整理の上、同情報を記録した司法行政文書を関係部署において探索した結果、対象となる文書は存在しなかった。
- 2 苦情申出人は、原判断につき、苦情相談については上司に報告をするべきであり、また、同人が電話をし、苦情相談として上司に決裁を上げるよう依頼し

たことから、電話記録書など本件開示申出にかかる文書は存在しているはずであると主張する。

- 3 この点、大阪高等裁判所では、苦情相談に対応した職員は、事案に応じて、口頭又は書面等、適宜の方法で上司に報告しており、苦情相談のあった全件について必ずしも文書を作成しているものではない。

このような事情に鑑みれば、対象となる文書が存在しなかったとしても不自然ではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年4月10日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年8月9日 審議
- ④ 同年9月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人は、同人がした苦情の電話について文書が作成されておらず保管もされていないのは不合理である旨を主張する。

しかしながら、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、大阪高等裁判所では、苦情相談に対応した職員は、事案に応じて、口頭又は書面等、適宜の方法で上司に報告しており、苦情相談のあった全件について必ずしも文書を作成しているものではないとのことである。多種多様な電話対応の内容について、その都度その全てについて文書を作成することが必要であるとはいえないことに加え、苦情申出人は苦情申出の中で本件開示の申出に係る苦情の電話の具体的内容を明らかにしておらず、それが文書の作成を要するようなものであるか不明であることも踏まえれば、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、大阪高等裁判所において、別紙記載の文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、大阪高等裁判所において別紙記載の文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、大阪高等裁判所において本件対象個人情報記録された文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕

別紙

令和3年7月19日から令和3年8月23日までの間特定簡裁特定裁判官、特定書記官に対する電話相談を大阪高裁総務課のA氏、B氏に別々の日に苦情電話を入れています。8月23日以降も別件で上記どちらかの人に電話を入れています。特定事件番号他の裁判に使用したいと考えています。大阪高裁総務課に対して行った電話記録の開示をお願いします。